

「女性のチャレンジ支援策について」最終報告（概要）
—女性のチャレンジは、男性の元気、社会の活気—

本報告は、平成14年1月の男女共同参画会議において小泉内閣総理大臣から検討指示があり、男女共同参画会議基本問題専門調査会で検討を進めたものである。その概要は以下のとおり。

I なぜ今、女性のチャレンジ支援が必要なのか

1 女性のチャレンジ支援策の必要性・緊急性

(1) 構造改革に女性のチャレンジは不可欠

豊かで活力ある社会を実現し、男女が共に生きがいをもって充実した暮らしができるためには、意欲と能力のある女性が社会で活躍できるような社会経済の構造改革が必要。

(2) 世界の中でも低い日本女性の活躍状況

国連開発計画(UNDP)「人間開発報告書」がまとめている女性の活躍度を示すジェンダー・エンパワメント指数(GEM)は、日本は66カ国中32位。世界経済フォーラムが報告した「国際競争力報告2001年～2002年」では、日本女性の経済活動状況が75カ国中69位と先進国中でも低く、また、途上国よりも遅れている。世界的にも女性の能力が活かされず、活躍度が極めて低い日本の女性へのチャレンジ支援は緊要の課題。

(3) 組織活性化の鍵は女性のチャレンジ

企業や研究機関等が多様な人材として意欲と能力のある女性を活かすための改革を進めることは、組織が新たな価値・発想を取り入れることとなり、多様化する市場で迅速かつ柔軟に対応し、競争力を発揮するといった観点からも重要な戦略。

2 基本的な考え方

(1) 男女共同参画社会の実現

少子高齢化、国内経済活動の成熟化等のなかで、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、社会全体の発展に大きな利益をもたらす。

(2) どのようなチャレンジか

- ・ 政策・方針決定過程に参画し、活躍することを目指す

「上」への(垂直型)チャレンジ

- ・ 起業家、研究者・技術者等、従来女性が少なかった分野に新たな活躍の場を広げる

「横」への(水平型)チャレンジ

- ・ 子育てや介護等でいったん仕事を中断した女性の再チャレンジ

(3)生涯を通じた女性のチャレンジ支援

女性一人一人が、生涯にわたって主体的に多様な選択を行いながら、人生を設計していけるような環境整備を図ることが重要。また、このような環境整備を進めることは、男性にとっても選択の幅を広げるものとなり、豊かな人生を設計できる環境が整備されることにつながるもの。

(4)ライフスタイルの選択に中立的な税制・社会保障制度・雇用システムの構築

ライフスタイルの選択に中立的な税制・社会保障制度の構築は、女性のチャレンジ支援を容易にし、社会にとって必要不可欠。

(5)仕事と子育ての両立支援の重要性

女性のみならず男性も、仕事と生活時間のバランスがとれるような多様な働き方の選択肢を拡大し、就業継続や再就職を望む女性への仕事と子育ての両立支援の充実が、少子化への対応としても意義があることを認識しつつ、女性のチャレンジ支援が進められることを期待。

Ⅱ どのような支援を行っていくのか

1 共通事項

(1)現状と阻害要因

様々な分野への女性のチャレンジが進んでいるものの、男女の意識の差、雇用慣行(年功序列、年齢制限など)、ロールモデルや助言の不足、支援機関の連携不足等によって、十分な活躍ができていない。

(2)支援策の方向

ア. 積極的改善措置(ポジティブ・アクション)

(ア)数値目標の設定

国際的に合意されたナイロビ将来戦略勧告の30%の目標数値や諸外国の状況を踏まえ、社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が少なくとも30%になるよう期待。そのため、各分野においてそれぞれ目標数値と達成期限を定めた自主的な取組が進められるよう奨励

(イ)様々な積極的改善措置(ポジティブ・アクション)

雇用以外の分野も含めたポジティブ・アクションの具体的措置の導入について検討するため、平成15年度から、内閣府において、実効性のある総合的な措置の具体化について調査・研究を行い、平成16年度中にとりまとめ

イ. 身近なチャレンジ事例の提示

国民の多くに個性と能力を発揮できる男女共同参画社会を身近に感じてもらうよう、起業、NPO法人での活動、地域活動等でのチャレンジ事例を具体的に紹介。また、活躍する女性を顕彰する「女性のチャレンジ大賞(仮称)」制度の創設を検討

ウ. 女性のチャレンジ支援のためのネットワーク形成の重要性

再チャレンジしたい女性、キャリアアップしたい女性、起業したい女性が、必要な情報へのアクセスを効率的、かつ、容易にすることが必要。このため、関連情報のワンストップサービス化、ネットワーク化を促進。具体的には、

- 国による女性のチャレンジ支援関係施策の情報を総合的に提供するため、関係府省、産業界、大学等研究機関、NPO法人等によって構成されるチャレンジ支援ネットワーク検討会(仮称)を設置し、平成15年度中に、各府省が提供している関係情報を体系化
- 地域において、必ず複数の関係支援機関が垣根を越えてチャレンジ支援地域連絡協議会(仮称)を設置し、協議会の検討を踏まえ、チャレンジ支援の情報を効率的に提供
- チャレンジ支援ネットワーク形成の趣旨を広く周知するため、平成15年度は内閣府等において「チャレンジ キャンペーン(仮称)」を展開

エ. 女子学生・女子生徒へのチャレンジ支援

- 女子学生・女子生徒のチャレンジ支援のため、インターンシップなどの実践的な職業体験の機会の充実、女子学生・女子生徒の職業指導・進路指導の一層の充実に努める
- 女子学生・女子生徒に対する差別的取扱いに対応するため、就職支援を行う NPO 法人、女性センター等、学校、都道府県労働局雇用均等室の連携を促進

オ. 支援策を進めるための調査研究、情報の収集・整備・提供の一層の充実

カ. 支援の着実な実施及びそのための評価

キ. ICTリテラシーの向上

2 個別分野における支援策の方向

(1)雇用の分野におけるチャレンジ支援策

ア. 企業におけるポジティブ・アクションの積極的推進

- 企業における能力発揮のための積極的取組(ポジティブ・アクション)を進めるため、企業に対して雇用状況報告書の提出やポジティブ・アクションの計画の策定を求める等の諸外国の例を参考にしつつ、立法措置を視野に入れて検討
- 社外取締役を含め、企業の役員に女性の活用を進めるため、民間において、女性役員確保のための人材データベースの構築、調査研究、コンサルティング等の実施を期待
- 女性の活躍度合いと企業業績との関係についての調査研究を推進 等

イ. 公契約と補助金

- 契約制度の原則である「公正性、経済性」にも留意しつつ、地方公共団体において、入札の参加登録の新たな審査項目として、ポジティブ・アクション計画の策定の有無、育児・介護休業法の基準を上回る制度の導入の有無、男女雇用機会均等法違反に係る企業名公表の有無等を加えることが考えられる

ウ. 多様な働き方への支援

- 多様な働き方の選択肢を拡大するため、有期労働契約や裁量労働制等それぞれの働き方に応じ処遇・労働条件が確保されるような見直しが必要
- 短時間正社員などの働き方の幅を広げる取組を進める

エ. 再チャレンジ支援

(ア)再チャレンジのよいモデルを示す

- 再チャレンジを望む女性を勇気付けられるようなチャレンジのモデルを提供

(イ)再教育・再訓練の充実

- 女性の就業につながるような職業訓練・再教育を受ける機会を増やすため、就業支援関連事業を充実するとともに、大学等における再教育の機会を拡充することを促す

(ウ)年齢にかかわらず働く社会の実現

- 意欲と能力に応じて年齢にかかわらず労働者が活躍できるよう、中長期的には法律によって、例えば、年齢上限の設定を行う企業に対してその理由を説明する義務を課すこと、あるいは年齢制限そのものを禁止することについても可能性を検討

(エ)母子世帯に対するチャレンジ支援

- 母子世帯が十分な収入を得ることができ、自立した生活をするができるよう、就業相談、職業能力向上のための訓練、効果的な職業あっせん、就業機会の創出等を実施するなど、就業面での支援体制の整備を促進するとともに、保育所への優先入所も法定化

(2) 起業におけるチャレンジ支援策

- 女性が起業するための行政等による支援策、好事例等の総合的な情報提供を充実

(3) NPO法人におけるチャレンジ支援策

- 多様な働き方の一つとして注目されるNPO法人におけるチャレンジ好事例や支援策等の情報収集及び提供等

(4) 農林水産分野におけるチャレンジ支援策

ア. 政策・方針決定の場や経営への参画

- 政策・方針決定の場への参画を一層促進
 - ・地域レベルの男女共同参画推進目標の策定及び意識啓発
 - ・ロールモデルとなる女性リーダーの活躍の場の拡大
 - ・世代を超えたネットワーク化の推進、次世代リーダーの育成
- 生産技術や経営能力向上のための支援
- 育児等と仕事の両立支援
- 農業分野における近代的な経営を行う法人化を促進

イ. 活動の多面的展開

- 農山漁村女性と消費者との間の交流促進、ITの活用等による女性起業家の育成・高度化や起業活動に必要な技術・資金面での支援策を推進

(5) 研究分野におけるチャレンジ支援策

- 意欲と能力がある女性研究者が活躍できるような支援策について、人材育成の観点からも、科学技術・学術審議会等国の審議会等において具体的かつ実効性のある支援策が提言されることを期待
- 国公立だけでなく、民間も含めた研究機関において、組織全体として男女共同参画に関する総合的な目標及び具体的計画を自主的に策定し、その進捗状況をフォローアップするとともに、その結果を公表するように努めることを奨励
- 国において、好事例を紹介するとともに、必要な統計調査に協力

(6) 各種団体におけるチャレンジ支援策

労働組合、経営者団体、協同組合、職業団体等各種団体に対し、女性役員登用等ポジティブ・アクション、政策提言及び意識啓発等自主的な男女共同参画に関する様々な取組を積極的に推進。また、特に女性割合が少ない職業団体等に対し、女子学生・女子生徒にロールモデルを提示するなどの協力体制の整備などの協力を要請

(7) 地域におけるチャレンジ支援策

- 男女ともに参画する地域づくり活動に資するような調査研究・好事例等情報提供の充実に図るため、前述のⅡ1(2)ウ. の検討会における情報提供システムの構築において、一元化された窓口で、好事例や支援事業等を誰もがわかりやすく、入手しやすいように提供
- あらゆるレベルにおいて、男女が共に政治、選挙制度、行政、社会の諸課題に国民が関心をもち、その解決にかかわっていただけるような学習や情報を得る機会を一層充実
 - ・ 例えば、女性センター、男女共同参画センター等において、講座等の課題を設定する際に、行政、企業、学校、生涯学習センター、公民館等の協力を得て、幅広い課題を設定、講座の共同開発、仕事をもつ人が利用しやすいような時間設定等の工夫、好事例等の情報収集および情報提供を行う

(8) 行政等におけるチャレンジ支援策

- 女性国家公務員の採用・登用の拡大については、民間に先行して、平成13年度に重点的に実施状況を監視した調査結果において決定されたとおり、ゴール・アンド・タイムテーブル方式などの一層の取組を平成17年度まで進める。さらに、その取組を評価したうえで、諸外国における取組みを参考にしつつ、必要に応じて立法措置も視野に入れた検討を行う

(9) 国際分野におけるチャレンジ支援策

- 外務省国際機関人事センターが行う国際機関への就職に関する情報提供を一層充実
- 前述のⅡ1(2)ウ. の検討会における情報提供システムの構築において、外務省国際機関人事センターによる国際公務員に関する情報提供や地域における国際交流活動に関するネットワーク、支援事業等に関する紹介などを行う